

公共企業体労働関係法第十六條第一項の
規定に基き、国会の議決を求めるの件

公共企業体仲裁委員会の別紙裁定について、公共企業体労働関係法第十
六條第二項の規定により、国会の議決を求める。

仲裁裁定書

公共企業体仲裁委員会

昭和二十四年十二月三十八日
仲裁裁定第二号

一理一裁一經
由定過目次

経過

一、本件は、本年十月二十日全専売労働組合が日本専売公社へ以下公社と
いう。」を相手に「賃上げ及び越年資金の支給等に関する紛争」として、
専売公社中央調停委員会に調停を申請したのに始まる。

爾來、同委員会は五月末に亘り鋭意調停に努力してきたが、公社側の
不承諾により遂に成立しなかつたので公務企業体労働關係法へ以下公法
法という。第三十四条第三項の規定に基き、全員一致の決議を以て十二
月十四日本委員会に仲裁請求を行つた。

二、本委員会は同日附を以てこれが受理を決定し、同委員会より調停に付
する詳細な経過を聽取、提出された仲裁請求書及び關係書類に慎重仔細
討を加えると共に、両当事者より事情を聽取し、紛争の真相を極め
月十四日本委員会に仲裁請求を行つた。

-2-

ヒに主力を傾注した結果、次の諸点よりして、できる限り調停案の締
沿つて速急に事件を解決することを適当と認めるに至つた。

(1) 本件は専売公社中央調停委員会の仲裁請求によるものであり、そ
実体は同委員会によつて十分検討済であるから、同委員会の到達した
結論に信頼し、極力これを尊重することを至當とする。

(2) 調停の経緯を見るに、はじめ相当の開きがあつた両当事者の主張も
調停委員会の努力によつて、最後の段階においては可成り接近し、
の結果組合側は不満足ながらも調停案を受諾して紛争を解決する意を
を示し、公社側も亦、最後の回答において「客觀状勢その他により勧
告に示された給與の改訂を行い得ないことを遺憾とする」とい、原が
ら「勧告の趣旨を尊重し」「諸般の状勢を考慮し、できる限り貴意に

-1-

添い得るよう努力したい。」と明言していられるのみならず、調停の過程において、非公式ながらも、一旦は調停案が示す程度の線で紛争を解決する可能性のあることを述べている事実に鑑み、調停案の線に沿つて解決を求めることが最も実情に則する。

三、よつて本委員会は、専ら調停案の趣旨に基きこの際应急措置として次の通り裁定することとなつた。

裁 定

当事者

東京都品川区東品川五十目七十番地 全専壳労働組合

右代表者中央執行委員長 平 林 剛

同 千代田区内幸町一丁目二番地 日本専壳公社

-3-

右 代 表 者 総 裁 秋 山 孝 之 載

-4-

本委員会は、右当事者向の「貸上げ及び越年資金の支給等に関する紛争」につき次の通り裁定する。

記

一、公社は調停案第二項の趣旨により、同項所定の金額六箇月分から本年度十二月に支給された臨時年末半当総額を控除した金額を、昭和二十四年度末までに全取員に支給すること。

二、昭和二十五年四月以降の給與については、当事者間に於て改めて協議すること。

三、公社は組合と協議して現行の生産報奨金制度に再検討を加え、次年度以降これを公社の企業体たる性質に適する合理的賞与制度に改変すること。

四 以上の諸項に規定した事項について協議が成立しないときは、又はその解釈について意見の一一致を見ないときは、本委員会の指示により決定すること。

昭和二十四年十二月二十八日

公共企業体仲裁委員会

委員長 末 弘 厳 太 郎
委員 今 井 一 男
同 堀 木 錠 三

理

由

一 公社は日本国有鉄道と同じく、企業体たる性質を有し、その職員は國家公務員ではない。従つて給与は日本専売公社法第二十一條第二項の規定する基準に従つて、独自に定めらるべきであつて、目下民間給与と著しく均衡を失している国家公務員の給与に準じて定められなければならぬ法的根拠は存在しない。

二 公社職員の給与水準は低さに失するから、少くとも調停案に示されていゝ程度まで、速やかに改訂せらるべきものと認める。

しかしながら、本委員会が国鉄関係の仲裁裁定書において説明したと同様により、給与の全面的改訂については、現行の給与体系が、基準内外の比率において著しく当を失している等の点につき検討を加える

と共に、政府が今後実施すべき賃金政策をも考慮に入れて、当事者間に
おいて十分協議を遂げ、来年四月以降につき、その実施を図るを適當と
認める。

三 本委員会は公社の経理状態を調査した結果、公社はその予算上又は資
金と今年度内に主文第一項に記した金額を支給し得る十分の経理能力を
有し、従つて公労法第十六條第二項に關係なく、その支給に必要な措
をとり得べきものと認める。

四 本委員会は、公社が經營上生産能率を挙げるためには、職員の努力比
よつて予算以上の経費の節約又は收入増が認められた場合に、その差額
を適当な割合で全職員に配分する制度の方が、現行の報奨全制度より當
であると認めるから、公社としては次年度予算についてこれを実現

-7-

子

るため、必要な措置を講ずることを裁定の一部として指示する。

(以上)

理由

昭和二十四年十二月二十八日、公共企業体仲裁委員会が、全専売労働組合の申請にかかる賃金ベース改訂の問題に関して下した裁定は、公共企業体労働保法第十六條第一項に該当するので、同條第二項の規定により、国会に附議する必要があるからである。

専調委室第四。號

昭和二十四年十二月二日

専売公社中央調停委員会

委員長 小林直人
委員 山本茂吾
委員 高野実

日本専売公社

總裁 秋山孝之輔

全專売勞働組合

中央執行委員長 平林剛

殿

調停案

- 1 -

昭和二十四年十月二十日全專賣勞働組合、全二十一日日本専賣公社の双方から申請された「貸上げ及び越年資金の支給等について、左記の通り調停案を提示します。当事者双方はこれを速かに受諾されるよう勧告します。

調停條項

- 一 貸金平均総月額を本年十月以降ハ、一三八円に改訂すること。
- 二 前項の改訂が実現するまでの措置として、現行の生産報奨金制度を抜充して総月額三・七九〇萬円を全雇員に増加支給すること。
- 三 越年資金は支給しないこと。
- 四 その他の事項については本調停條項に基いて双方が協議して決定すること。

理由

一、主専労労働組合（以下組合といふ。）は、六月二日日本専労公社（以下公社といふ。）に対して専労従業員の給与は、その公共企業体としての特殊性から官房給與とは別に特殊な給與体系を速かに確立すべきであるとして、これの実現のため即時協議を開始されたい旨申入れを行い、爾来十数回に亘る団体交渉を行つたが、一向に進捗を見ぬまま時日を経過したので、九月二十日組合は現行賃金ベースを改訂して、年令別最低保証給の実施支給、越年資金の支給、その他六項目の実施の申入れを公社に対して行つた。これに対して、公社は九月二十四日現段階においては、遺憾ながら貴意に添い得ないと拒否した。しかし組合は、組合員の切実な生活状態を考慮し、民間給與等に比して、この要求が至當であると考

え、十月三日公共企業体労働関係法（以下公労法といふ。）第二十四条

-2-

第三号による調停を本委員会に申請したのである。

本委員会は組合側の調停申請に対し、労使間の平和と調停の円滑なる進行を図るために、公社側からも調停を申請された旨申入れを行つたが公社はこれに対するお団体交渉を行いたい意向であるから、調停申請は致しかねるということであつたので、本委員会は公労法第二十四条第三号の決議を行うべきかについて慎重審議をした結果労使双方において更に団体交渉を行うよう勧告して、組合からの申請を受理しなかつた。

労使双方は本委員会の勧告に従つて三回の団体交渉と一回の賃金委員会を持つたが、年令別最低保証給の実施支給と越年資金の支給については、双方の意見は全く対立し、妥協の余地がなくなつたので、組合は十

月二十七日、公社は同二十一日夫々本件に関する調停申請をしたので、本委員会は公労法第二十四條第一号の規定によりこの調停を開始した。

二、蘭末委員会は十八回の委員会を開催し、労使双方が云い分を充分に聽取して問題の解決点の発見に努めた。

組合側の主張は賃金月額十八才六〇〇円、十九才六・七〇円以下逐次递増して四十一才一・九五〇円の年令別最低保証給の実施支給と越年資金一人一〇〇〇円を十二月分俸給支給日までに支給することである。三セツの組合員がもはやその生活に底をつきその生計は非常に困窮しているから一日も速かに、現行給與を改訂して賞上げを行うことが必要であること、現行給與は民間給與に比しても著しく下回つたものであり、専業労働者であるからといって低い生活をしなければならぬとあら」というのであった。

-3-

は考えられないこと、又年令別最低保証給を要求したりは、労働力の再生産のためにその生計を維持するに必要な最低限を年令に応じて保証せよといふにあつた。これに対して公社側の主張は公社職員の生活を安定させで公共企業体として、十二分の業績を上げることについては意をオつてゐるが、組合の要求する年令別最低保証給はその体系及び算定方式に沿ひて到底納得することができないし、給與水準の改訂及び越年資金の支給に關しては現在の状況下においては実現極めて困難であるというのであった。

三つて、本委員会は先づ二の賃上げの要求が妥当であるかどうかという点について考究することとし、双方から提出された資料によつて現在支払はれてゐる賃金並に一報物価の異動状況及び組合員の生計状況等を

検討したのであるが、現行の六三・七円ペースは昨年七月の物価並に民間給與等を算定基準にして定められたもので既に昨年七月の物価は本年七月に於いて、三〇、七%上りへC.P.S調査による（同期間に於いて民間給与は全工業において七二、八%へ労働省毎月勤労統計調査による）上へて、この事実から組合員の生計の困難さを推測することが出来るし、又専業取扱いが公務員當時に適用を受けた六三・七円ペースについては、關係方面においても二ヵ改訂に因する研究がなされている実情にあるので、今日ではもはや六、三・七円ペースに拘泥すべきではないと考るに至つた。なお且つ本年度において公社に課せられた一一〇億円の車両益金確保は取扱いの絶大な努力と積極的な協力がなされなければ到底達成し得られないことを思うとき、こゝ際適当な給与の支給は、専業従業員

に対する國民一般の生活を維持させるためには勿論公社の經營改善の西からも必要であるとの結論を得た。

さて、適当な給与とは何を基準として定められるべきものであろうか。この問題について本委員会は慎重審議の結果、日本専売公社法第二十一條に「取扱い給与はその取扱いと責任とに応するものでなければならぬ」と云々換へれば、給与は労働の量と質に応じたものでなければならぬ」と定めると同時に第二項に「取扱いの給与は生計費並に國家公務員及び軍向事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならぬ。」と規定すミところに準拠することにした。このことについて公社側も賛成し、又組合側も賛同したところであつた。從つて組合が主張するところの理論生計費を基礎として、十八才六・〇〇円、十九才六・七・〇円以

下逐次递増して、四十一才一七・九五。円という最低保証給を年令別に算出して、いる給与算定方式の採用は専売公社法第二十一條第一項に給与の基礎を労働の量と質とに応じて支払うという能率給与主義の建前からこれを探らなければのこととした。

凡そ賃金は現在の日本の國力が支払いに耐えうるものであり日本の經濟が許容し得るものでなければならぬ。現実に支払はれている賃金はその企業自身の支払能力に応じたものであつて、企業と賃金との間に均衡性があるものであるといふことができる。

従つて前述の第二十一條第二項に規定する四項目のうち公務員の給与と民間事業の従事者の給与とは、現に支払はれている給与であるので、公社給与を決定するに当つて一應の基本とすることとし、生計費及び

その他八事情の二項目は、給与算定の参考としこ考慮するといふ立場を採ることとした。

しかし方がら公務員の提供する労働が生産販売等の事業を行う公社職員とそれに比べて、その量と質とにおいて、著しく異なることは論のまゝであるが、公社法第二十一條が職員の給与を定めるに当り国家公務員の給与を考慮しなければならないことを定めているのは、公社職員の給与と一般國家公務員の給与と同一にすると云うのではなく、その労働の量と質とに応じて相当の差があることは当然認めなければならないことと解するが法の趣旨と認められるので、公務員の給与からは引離して考慮することにした。よつて民間事業の従事者の給与を基準とすることにし、その中でも生産及び販売の面に立ても最も近似度の高

い民間事業の中の類似産業の賃金を基準とすることに決定した。そこが専光事業中煙草製造部門は、統計分類の上では、食料品工業に入つて、ろが、食料品工業の中には、醤油、味噌、茶、酒の製造等、小規模経営体が含まれてゐるが、これを基準とすることは、適當ではないし、煙草製造と作業の性格がよく類似していゝといわれる紡績業は、凡そ八〇%が女子であつて、人的構成に於いても専光事業と相当異る等多く難点があり、これにもより難いので、専光の実態からみて、全工業を標準として、採用することにし、こゝことについては又労使双方の同意を得たところである。

さて、全工業の従業員の給手を算定の基礎とするについては、勿論者より賃金が算術的に同一であるということではなく、これにつけては

宏臘別、男女別、年令別、地域別等多くの要素を考慮して修正系数を用ひる必要がある。その系数を全工業の賃金に対しても、一九五六年九月に出した。そゝ算出方式は別紙通りである。この系数は昭和二十三年一月毎月勤労統計によつた、我々は極力最近の資料によつて、修正系数を見出すよう試みたが、調停のヨ時の制約もあり、やむを得ずこの資料によることとした。

全工業における賃金総支拂月額の標準期間を何処に求めるかは人により、或はその立場によつて、種々異論があることであるが、本年一月以降一般民間賃金は比較的安定し、特に六月以降極めて安定した線を示していることは、その他統計資料からも傍証される處であるので、最近の安定した六、七、八月を採用することとした。六、七、八月の三ヶ月間にち

の全工業の賃金平均総月額は八・五・九円であるから、これに前記の修正系数十九五六三九を乗ずれば、調停條項第一項八・一三八円を得る。

この金額は専業私員の現行賃金平均総月額七・一一六円に対して約一割四分の引上げに当る。

ところでこの八・一三八円という賃金総額は、公社法第二十一條が生計費を考慮しなければならぬことを規定している点から見て適当である。かどうか、又専業私員が一般国民的生活水準を営むに足るものであるかどうか、この検証には現在最も權威があり、信憑度の高い消費者価格調査(C.P.S.)に対して、判定する方が適當であると考える。然し

らこの場合に於いて東京都を出発点とするか、二地の平均をとるかという問題が生ずるが、その何れも専業私員の分布状態から見て適当では

く且つ何れの場合も現行動務地生活制度との深刻な矛盾は避け難い。且全都市平均値を出発点として採用することとした。

その場合の算式は次の通りである。

$$11,544\text{円} \times \frac{0.6292}{0.6495} \times \frac{1.136}{1.214} + 7.616\text{円} = 8,102\text{円}$$

11,544円× $\frac{0.6292}{0.6495}$ × $\frac{1.136}{1.214}$ +7.616円=8,102円

0.9495-----4,187人世帶生計費の5人世帶生計費に対する比率

0.6272-----5人世帶生計費から専業私員平均2,543人世帶生計費に換算する

系数(物価統標準生計費による)

1,214-----C.P.S.全都市平均地域差率

1,136-----専業私員全口平均地域差率

9.66円-----労務所得税

これにより得たハ、一〇二円の生計費は調停條項第一項の賃金ハ、一三八円に比較して専売取員に一般国民的生計水準を保障したものと判定出来る。なお又賃金ハ、一三八円は公社が試算として算出した金額とほゞ同額であつて、この点から見て公社側においても格別の異論はない金額と云ふことが出来る。

三 以上の理由によつて、我々は専売取員の賃金平均総額ハ、一三八円を本年十月以降改訂されることを適當と認める。

なおこれらが実施せられるまでの間、極めて暫定的にではあるが、後述の理由のため、専売益金一一〇億円確保の趣旨をもつて、現行報奨金制度を拡充し、全取員に総月額三七九〇万円を支給することを併せて要望する。

現在公社の経営概況を見るに、今年度の製造計画に対しても、その確定された線に沿つて、着々能率を上げてゐるので、その生産量の確保は難事ではないと考えられるが、これに対する販売実績は、八月以降予定期を割るに至り、このまゝ推移するならば、一一〇億円益金の確保は到底困難であつて、約三〇億円内外の歳入欠陥を生ずる虞がある。このことは一般購買力の低下等の原因によるものもあるうが、この際品質の改善向上と相俟つて、販売面に一段の努力を傾注する等、公社取員が一團結して、夫々の分に応じて全能力を發揮したならば赤字の克服は難事ではない。こゝに肝要なことは、公社取員の自發的な努力心を誇張する措置を講ずることであつて、生産及び販売当事者は勿論、全取員が安心してその職務に専念し得る方途を講じて、その格別の努力に対しても、直

ちに報いうる制度を確立することが必要である。こゝに生産報奨金制度を拡大して、全職員にこれを適用することとし、総月額三七九〇万円を支給することを適当とするのはこのためである。この金額は車掌職員に必要な最小限度の月収八一三八円と、現在の実収との差額を積算して生るのである。

なお又生活の安定向上の一方法として、住宅、託児所、通勤バス、保健衛生施設の整備拡充等、福利厚生施設の充実を図つて、実質賃金の向上に資する措置も講ずる必要がある。

こゝに生産及び販売担当職員の外、広く全職員に対してこの措置を講ずる必要があるという理由は、公社それ自体が有機体的組織であつて、一部内だけが努力したとしても、到底所期の目的を完遂し得ないからである。

ある。

-9-

次にこの暫定措置実施のための給与源資は本年度において約二二七、四〇〇千円を必要とするが、この検出については原材料の効率的消費、譲用品調達の合理化、諸物件費の節約等、企業経営の合理化を図るなど、極力経費の節約を尽すにおいては、既定予算中から所要額を検出するのみは、不可能ではないと考えるので、この点につき公社は、格段の創意と工夫を為されることを期待する。又組合は、我が国現在の客觀状勢を直視すると共に、公社経理の現況を理解されて、本財源獲得のために、左お一層の真摯な努力を致されることを希望する。

次にこの金額の配分に当つては、労使双方協議の上、効果的、且つ公共企業体たる公社に適合した配分を行うよう要望するものである。

我々は、企業体たる公社の給与を決定支給するに当り、その職階取扱
を充分検討の上、合理的に定めなければならぬと考文るが、今回は時
的に余裕を持たないので、労使双方は、近い将来において公共企業体
としての専売公社に適合した給与体系を確立するために、慎重協議研究
されて、その取扱に適合し、且つ公社の事理に相応した給与体系を
確立し実施されたい。

次に公社の現行給与体系についてみると基準内給与が八一%、基準外
給與は一九%であつて、基準外給与が比較的多いと思はれるので、
賃取務給与の確立の際には出来るだけ、基準内給与の割合を増加するよ
うな措置を講じられたい。

越年資金の要求に関する問題は、前述の措置を講ずることにより、
足ではないが、一応解決するものと認められるのでこれは認めな
にした。

-10-

調停案理由書は、以上の通りであるが、労使双方は、本調停案を受諾
され、この趣旨を速かに実現して、公労法の精神に基く労使関係の友好
的、且つ善良な慣行と秩序の確立を図つて、公共企業体の正常な運営を
最大限に確保され、公共の福祉の増進と擁護に寄与されるようになら
る。

別紙

全工業を基準とした車両公社従業員の平均賃金算出基礎

(一) 全工業の6月から8月までの平均月収 8,509円

全工業の従業員構成に対する車両公社従業員構成の比率 0.95639

$$8509 \text{ 円} \times 0.95639 = 8,138 \text{ 円} \quad (\text{車両公社平均賃金})$$

6月全口工業平均賃金 8,529円

7月 8,419円

$$\begin{array}{r} + 8,579 \\ 3) - 5,527 \\ \hline 8,509 \end{array}$$

(二) 修正系数の算出基礎

(1) 全工業年令階級別平均賃金表 (23年3月 每月勤労統計)

	0～20才	21才～30才	31才以上	計
計	1,135.07	3,097.68	4,665.01	3,131.75
総	{ 男 1,304.93	{ 男 1,860.05	{ 男 3,715.64	{ 男 3,715.64
勞	{ 女 1,304.93	{ 女 1,860.05	{ 女 3,715.64	{ 女 3,715.64
計	1,987.26	3,032.10	4,439.16	3,486.29
勞	{ 男 1,281.74	{ 男 1,777.20	{ 男 2,906.19	{ 男 2,906.19
取	{ 女 1,692.93	{ 女 2,252.93	{ 女 3,489.18	{ 女 3,489.18
計	2,165.87	3,393.76	5,280.37	4,120.90
取	{ 男 1,692.93	{ 男 2,252.93	{ 男 4,607.19	{ 男 4,607.19
				2,127.31

(2) 車両公社年令階級別人員分布表 (24年7月現在)

	0～20才	21才～30才	31才以上	計
計	1,135.07	3,097.68	4,665.01	3,131.75
総	{ 男 1,304.93	{ 男 1,860.05	{ 男 3,715.64	{ 男 3,715.64
勞	{ 女 1,304.93	{ 女 1,860.05	{ 女 3,715.64	{ 女 3,715.64
計	1,987.26	3,032.10	4,439.16	3,486.29
勞	{ 男 1,281.74	{ 男 1,777.20	{ 男 2,906.19	{ 男 2,906.19
取	{ 女 1,692.93	{ 女 2,252.93	{ 女 3,489.18	{ 女 3,489.18
計	2,165.87	3,393.76	5,280.37	4,120.90
取	{ 男 1,692.93	{ 男 2,252.93	{ 男 4,607.19	{ 男 4,607.19
				2,127.31

(3) (一)表を用いて修正した平均賃金(全工業平均賃金と車両構成に引違したもの)

	修正値 A	原数	%
男	3,605.996	3,489.18	1,033.47
勞	{ 男 1,497.33	{ 女 1,516.90	{ 女 1,516.90
取	{ 男 4,229.50	{ 女 4,607.19	{ 女 4,607.19
計	2,003.36	2,127.31	0.92173

(4) 全工業地域別平均賃金表 (23年3月 每月勤労統計)

七大都府県		北海道・東北	関東・中部・近畿	中国・四国・九州	全国平均	給與総額 定額給付
男	3455.71	2711.57	2.831.492	3.037.492	3.174.977	1.092.316
女	1,616.66	1,161.52	1,793.32	1,212.80	1,381.40	1,098.01
計	4328.35	3,562.92	3,699.64	3,970.17	4,089.10	1,126.70
取	1,505.31	1,304.47	1,660.44	1,862.08	1,940.51	1,096.26

(5) 第(4)表を第(3)表の比率で修正した平均賃金 (全工業地域別平均賃金の構成要素中、年令階級たゞ車壳に修正した場合の平均賃金)

七大都府県		北海道・東北	関東・中部・近畿	中國・四国・九州
男	3,570.95	2,802.933	2,926.70	3,139.760
女	1,595.81	1,126.54	1,270.19	1,197.15
計	4,016.66	3,234.11	3,296.34	3,644.70
取	2,006.33	1,417.60	1,563.67	1,734.74

(6) 事務公社地域別人員分布表

全 国		七大都府県	北海道・東北	関東・中部・近畿	中國・四国・九州
総	32214	10,445	6,273	8,988	11,708
計	24261	7,530	4,368	5,656	7,407
取	13330	3,569	2,267	3,255	4,239
女	1,631	3,961	2,101	2,401	3,168

全 国		七大都府県	北海道・東北	関東・中部・近畿	中國・四国・九州
計	12453	2,915	1,905	3,332	4,301
取	11,091	2,591	1,698	2,969	3,833
女	1,362	324	207	363	468

(7) 第(5)表の平均賃金を第(6)表で修正した賃金 (全工業平均賃金を車壳の年令別、地域別人員構成に引直した場合の平均賃金)

修正値 B		原数 O	B/O	中商修正値
計	2,995.71	3,131.715	0.956.39	
取	3,730.27	3,715.64	1.003.94	
女	1,613.52	1,586.39	1.017.17	
計	2,584.04	2,906.19	0.889.15	
取	3,457.04	3,489.18	0.990.79	3,145.74
女	1,583.52	1,516.90	1,043.92	1,442.07
計	3,819.26	4,170.90	0.915.69	
取	4,058.66	4,607.19	0.880.94	3,602.25
女	1,869.74	2,127.31	0.878.92	1,705.56
			総合修正値	0.956.39

(三) (1) 上記(6)表の基礎となつた人員分布状況

事業年令別人員分布
—20才 21才～30才 31才～

計
総員
男
女

36414
24421
12,993

計
作業員
男女

18,124
11,043

計
取扱
員
男女

7,061
1,930

計
作業
員
男女

19,290
17,360

(2) (6)表の基礎となつた人員分布状況

事業地別人員表

中国、四国、九州

11,708
4,936

12,923
1,923

3,013
3,013

1,425
1,425

8,988
3,742

1,458
1,458

2,284
2,284

6,273
3,273

8,988
3,742

1,458
1,458

2,284
2,284

北海道、東北
関東、中部、近畿

10,425
6,173

10,425
6,173

1,458
1,458

2,284
2,284

七大都府県

10,425
6,173

1,458
1,458

2,284
2,284

1,458
1,458

北海道、東北
関東、中部、近畿

計
事業員
男
女

6,772
6,094

4,921
5,255

6,778
6,778

(3)

事業公社従業員の職種別男女別人員分布状況

男

女

計

計

事務職員 機械取扱 作業員 未過取員 配給員 制作製造技術員 医療職員

1,614
1,355

1,614
1,961

1,615
1,615

3,31
3,31

3,741
3,741

1,614
1,614

1,614
1,614

1,615
1,615

3,31
3,31

3,741
3,741

1,614
1,614

1,614
1,614

1,615
1,615

3,31
3,31

3,741
3,741

1,614
1,614

1,614
1,614

1,615
1,615

3,31
3,31

3,741
3,741